

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員公印規程

平成19年4月27日

監査委員告示第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の名称、書体、寸法、ひな型、使用区分及び公印管守者は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、茨城県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成19年4月27日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型番号	使用区分	管守者
茨城県後期高齢者 医療広域連合監査 委員之印	てん書	方 24	1	広域連合監査委 員名をもってす るとき。	監査委員事務 局長
茨城県後期高齢者 医療広域連合代表 監査委員之印	てん書	方 24	2	広域連合代表監 査委員名をもつ てするとき。	監査委員事務 局長

公印ひな型

茨 城 県 後 期
高 齢 者 医 療
広 域 連 合
監 査 委 員 之 印

茨 城 県 後 期
高 齢 者 医 療
広 域 連 合 代 表
監 査 委 員 之 印